

燕市告示第74号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により燕市公共下水道（燕処理区）事業計画を変更したいので、同法施行令第3条の規定により次のとおり公告し、当該事業計画（案）を公衆の縦覧に供する。

なお、当該事業計画（案）について、縦覧期間満了の日までに燕市長に意見書を提出することができる。

令和7年3月13日

燕市長 鈴木 力

1. 下水道事業計画の名称
燕市公共下水道（燕処理区）事業計画
2. 予定処理区域
縦覧図書のとおり
3. 工事着手及び完成予定の年月日
工事着手の年月日 昭和43年4月19日
工事完了の年月日 令和13年3月31日
4. 下水道事業計画の案の縦覧場所
燕市都市整備部下水道課（燕市役所2階20番窓口）
5. 縦覧の期間
令和7年3月14日から令和7年3月27日まで
午前8時30分から午後5時15分（土曜日、日曜日及び祝日は除く）